

新型コロナウイルス感染症関係対策情報

福島茂利通信 (20200511-2)

1、税制の特例措置

納税の猶予制度の特例

新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。

担保の提供は不要。延滞税もかかりません。

- 対象となる方は、

令和2年2月以降の任意の期間（1カ月以上）において、事業等の収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。そして、一時に納税を行うことが困難であることの両方に該当すれば、猶予の対象となります。

- 対象となる国税は、

令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限がくる所得税、法人税、消費税等ほぼ全ての税目（印紙で治めるもの等を除く）が対象。

- 申請手続き等

令和2年6月30日または、納期限（納期限が延長された場合は、延長後の期限）のいずれか遅い日迄。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

http://www.nta.go.jp/taxes/nofu_konnan.htm

発行：兵庫県議会議員 福島 茂利

住所：兵庫区東山町 2-6-6-601

電話：078-512-2940